

○公正取引委員会告示第二号

公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年公正取引委員会規則第一号）第三条、第四条第一項から第三項まで、第五条、第六条第三項並びに第十条第二項の規定に基づき、電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十二月十三日

公正取引委員会委員長 杉本 和行

電子情報処理組織による申請等に関する告示の一部を改正する告示

電子情報処理組織による申請等に関する告示（平成十五年公正取引委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>電子情報処理組織による申請等に関する告示</p> <p>第一条 公正取引委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年公正取引委員会規則第一号。以下「規則」という。）第三条に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準及び規則第五条に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものとする。</p> <p>一 行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる</p>	<p>〔同上〕</p> <p>〔条を加える。〕</p>

機能

二 行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能

第二条 規則第四条第一項に基づき、同項第二号に規定する事項のうち法令の規定により添付すべきこととされている書面等に記載されている事項を入力するときは、申請等をする者が、光学式読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

〔項を削る。〕

2|| 申請等を行う者が、規則第四条第一項ただし書の規定に基づき書面等を提出するときは、当該書面等に公正取引委員会が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から三日以内に当該書面等を提出しなければならない。

第一条 公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年公正取引委員会規則第一号。以下「規則」という。）第三条第一項に基づき、同条第一項第三号に掲げる書面等に記載されている事項を入力するときは、申請等をするものが、光学式読取装置を用いて書面等に記載されている事項をファイルに記録し、当該記録にファイルに記録した日時及び記録された事項が書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録して行わなければならない。

2|| 規則第三条第一項に規定する申請等をするものの使用に係る電子計算機の技術的基準及び規則第五条に規定する処分通知等を受けるものの使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げる機能のすべてを備えたものとする。

一 行政機関等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能

二 行政機関等の使用に係る電子計算機と通信できる機能

3|| 申請等を行うものが、規則第三条第一項ただし書きの規定に基づき書面等を提出するときは、当該書面等に公正取引委員会が電子情報処理組織を使用して申請等を行ったものに対して付与する識別番号を表示して、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から三日以内に当該書面等を提出しなければならない。

第三条 規則第四条第二項に規定する書面は、次に掲げる書面とする。

〔一・二略〕

2 次の各号に掲げる手続きに係る規則第四条第二項に規定する期間は、当該各号に掲げる期間とする。

〔一・二略〕

第四条 規則第四条第三項第三号に規定する電子証明書は、次の各号の要件のすべてに該当するものとする。

一 政府認証基盤（複数の認証局によって構成される認証基盤であって

、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続きを行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で、政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子証明書（規則第四条第三項第一号に規定するものを除く。）であること

第二条 規則第三条第二項に規定する書面は、次に掲げる書面とする。

〔同上〕

2 次の各号に掲げる手続きに係る規則第三条第二項に規定する期間は、当該各号に掲げる期間とする。

〔同上〕

第三条 規則第三条第三項第三号に規定する電子証明書は、次の各号の要件のすべてに該当するものとする。

一 政府認証基盤（複数の認証局（ISO/IEC（国際標準化機構／国際電気標準会議。以下単に「ISO/IEC」という。）九五九四

一八（二〇〇一年版）の三・三・一六に規定する認証局をいう。以下同じ。）によって構成される認証基盤（ISO/IEC九五九四一八（二〇〇一年版）の三・三・四五に規定する認証基盤をいう。）であって、行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続きを行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。）におけるブリッジ認証局（政府認証基盤を構成する認証局であって、政府認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証（ISO/IEC九五九四一八（二〇〇一年版）の八・一・二に規定する相互認証をいう。以下同じ。）を行うことができるものをいう。）と相互認証を行っている認証局で、政府認証基盤を構成する認証局以外のものが作成した電子証明書（規則第三条第三項第一号に規定するものを除く。）であること

二 「略」

「条を削る。」

第五条 規則第六条第三項に規定する場合は、処分通知等を保存する目的
その他の正当な目的のために当該処分通知等の複製を作成する場合であ
つて、当該複製が当該処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に
備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録される
場合とする。

第六条 規則第十条第二項に規定する電子証明書は、政府認証基盤におけ
る政府共用認証局が作成したものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

二 「同上」

第四条 規則第四条第二項に規定する電子証明書は、政府認証基盤におけ
る内閣府認証局が作成したものとする。

第五条 規則第六条第四項に規定する場合は、処分通知等を保存する目
的その他の正当な目的のために当該処分通知等の複製を作成する場合で
あつて、当該複製が当該処分通知等を受けたものの使用に係る電子計算
機に備えられたファイル又はそのものの管理する電磁的記録媒体に記録
される場合とする。

「条を加える。」

附 則

この告示は、公正取引委員会の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則の施行の日
(令和元年十二月十六日) から施行する。